

日本実業団バレーボール連盟規約

制定 昭和36年 2月18日

改定 昭和37年10月21日 昭和38年11月10日 昭和39年10月20日
昭和41年 2月 6日 昭和42年 2月16日 昭和43年 2月 9日
昭和49年 1月13日 昭和50年 1月26日 昭和51年 2月 8日
昭和58年 5月26日 昭和60年 5月25日

第 1 章 名 称

第1条 本連盟は日本実業団バレーボール連盟，英文名 Japan Volley Ball Federation of Industries(略称 J.V.F. I)と称する。

第 2 章 目 的

第2条 本連盟は全国の実業団バレーボールチームを統括して、相互親睦と技術の向上をはかり、実業団バレーボールの普及発展を通じて、健康で充実した実業人としての職場生活の形成に寄与するとともに、財団法人日本バレーボール協会の加盟団体として、その活動に参加協力することを目的とする。

第 3 章 組 織

第3条 本連盟は次の会員をもって組織する。

1. 都道府県実業団バレーボール連盟（連盟が組織されていない場合は当該地域の実業団バレーボールチームを統括する団体とし、以下「」という。）
2. 実業団バレーボールチームが所属する企業等で本連盟の目的に協賛し参加を希望するもの（以下「協賛会員」という。）

第4条 本連盟の目的を推進し、その業務の執行と事業の運営ならびに都道府県実連の指導援助に当るため、別に定める区域により地区実業団バレーボール連盟（以下「地区実連」という。）を設置する。

地区実連は当該区域の都道府県実連をもって組織する。

第5条 本連盟は本部を東京に置く。

第 4 章 事 業

第6条 本連盟は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 全日本実業団バレーボール男女選手権の開催。
2. その他実業団バレーボール協議会の開催，主管および後援。
3. 指導講習会の開催および指導員の派遣。
4. 審判講習会の開催および審判員の派遣。
5. その他必要な事業の企画立案と実施

第7条 本連盟の事業年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 事務局および専門部

第8条 本連盟に事務局ならびに必要なに応じ専門部（以下「部」という。）を置く。その構成および所管業務は別に定める。

第6章 役員

第9条 本連盟に次の役員を置く。

会長 副会長 理事長 副理事長 事務局長 事務局次長 名誉会計
部長 理事 常任理事 監事

ほかに会長代行、名誉会長、顧問、参与、参事を置くことができる。

副会長、副理事長、部長、理事、常任理事の数は別に定める。監事は2名とする。

第10条 会長は会員総会において推挙する。

会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

第11条 副会長は会員総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 理事長は理事の中から理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

理事長は本連盟の常務を処理執行する。

第13条 副理事長は理事の中から理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 事務局長は理事の中から理事会の議を経て理事長が指名し、会長がこれを委嘱する。

事務局長は理事長の命を受け、本連盟の事務局を統括し、事務および会計を管掌する。

第15条 事務局次長および名誉会計は理事の中から理事会の議を経て理事長が指名し、会長がこれを委嘱する。

事務局次長および名誉会計は事務局長の命を受けそれぞれ本連盟の事務と会計を処理する。

第16条 部長は理事の中から理事会の議を経て理事長が指名し、会長がこれを委嘱する。

部長はその所管する専門部の業務を統括する。

第17条 理事は別に定めるところにより地区実連が推薦し、会員総会の議を経て会長がこれを委嘱する。

前項のほか会長は会員総会の承認を得て、学識経験者の中から理事を移植することができる。

理事は本連盟の業務の執行にあたる。

第18条 常任理事は理事の中から理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

常任理事は本連盟の常務の執行にあたる。

第19条 監事は会員総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

監事は本連盟の他の役員を兼ねることができない。

監事は本連盟の業務および会計を監査する。

第20条 名誉会長、顧問、参与および参事は実業団バレーボールに功労のあった者、または学識経験者の中から会員総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第21条 名誉会長および顧問は会長の諮問機関とする。

第22条 参与は理事会の諮問機関とする。

第23条 参事は専門部の諮問機関とする。

第24条 名誉会長、顧問、参与、参事および監事は必要に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

第25条 各役員（名誉会長、顧問、参与および参事を除く）の任期は2年とし、重任を妨げない。

欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 7 章 会 議

第26条 本連盟は次の会議を置く。

1. 会員総会

2. 理事会および常任理事会

第27条 会員総会は本連盟を組織する会員の代表をもって構成し、会長は毎年1回これを招集してその議長となる。ただし、3分の1以上の会員の請求があったときは会長はすみやかに会員総会を招集しなければならない。

会員は別に定める定数により、あらかじめ当該会員を代表する者を指名し、本連盟に通知しなければならない。ただし、会員はやむを得ない場合に限り、会長の許可を得て代理者を会議および表決に参加させることができる。

会員総会は本連盟の重要事項を審議決定する。

第28条 理事会は、本連盟の業務の執行機関とし、必要に応じ理事長がこれを召集する。

常任理事会は、理事会の決定するところに基く常務の処理機関とし、必要に応じ理事長がこれを召集する。

会長、会長代行および副会長は理事会または常任理事会に出席し、議案内容に関し指示または指導を行う。

第29条 会議は構成総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

総ての議事の決定は、その出席者の過半数の議決による。

賛否同数の場合には議長がこれを決める。